

持続可能な開発目標ビジネス創出支援事業仕様書

【事業名称】 持続可能な開発目標ビジネス創出支援事業

【履行期間】 契約締結日～令和3年3月31日

1 事業趣旨・目的

「持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）」は、2015年に国連が採択した、国際社会全体で解決に取り組むべき社会課題であり、2030年までに達成すべき17の目標が設定されている。

国連持続可能な開発委員会によると、SDGsにおける世界の市場規模は年間12兆ドルと試算されており、あらゆる分野の民間企業にとってビジネスチャンスとなりえるもの。

また、大阪・関西万博の開催目的は、「SDGsが達成された社会の実現」であり、そのためには、あらゆるステークホルダーの取組みが必要とされている。ステークホルダーの中でも「企業」の果たす役割は大きく、昨年9月24日に国連本部で開催された「SDGsサミット」における安倍総理のスピーチでもSDGs達成の第一の鍵は「民間企業」と言及されているところ。

また、2019年12月に改定された国の『SDGs実施指針』において、企業が経営戦略の中にSDGsを据え、個々の事業戦略に落とし込んで持続的な企業の成長を図ることが重要とされている。

そこで、大阪府では、本業でSDGsの達成をめざすビジネスを「SDGsビジネス」と位置付け、府内企業がいち早くSDGsビジネスチャンスを獲得できるよう、国や他の自治体に先駆けSDGsビジネス創出支援事業を展開しているところ。

具体的には、SDGsビジネスに挑戦する企業と、それら企業が事業化等にあたり、自社でまかなえない技術や資金等を持つ企業、金融機関、投資家、大学などの支援者・協業者等（以下、「サポーター」という。）とマッチングする場を提供し、関係機関と連携して継続的な伴走支援を実施することにより、府内におけるSDGsビジネスの創出・成長と市場拡大を後押し、同時にビジネスを通じてSDGsの達成に貢献していく。

2 委託業務の内容

SDGsビジネスを創出していくため、受託事業者が有する高度な知識・技術、創造性、構想力、ノウハウ、応用力、ネットワーク力等を発揮し、SDGsビジネスに挑戦する企業等にサポーターへのプレゼンテーションの機会を提供する「SDGsビジネスマッチングイベント」（いわゆるビジネスピッチ）を開催するとともに、マッチングが成立[※]したビジネスを17のゴールごとに整理してPRする「SDGsビジネス実例マップ作成」を実施すること。

※本事業においては、サポーターがSDGsビジネスに挑戦する企業等を支援することについて、両方で基本的な合意を得ることをもって「マッチングの成立」とみなす。

具体的には、下記のとおりとする。

（1）SDGsビジネスマッチングイベント開催等業務

SDGsビジネスに挑戦する企業等にサポーターへのプレゼンテーションの機会を提供する「SDGsビジネスマッチングイベント」（以下、「ビジネスマッチングイベント」という。）を開催する。サポーターを支援内容（投資、協業等）でカテゴライズし、そのカテゴリーごとに開催することにより、サポーターの支援内容に合った企業等に出場していただき、マッチングの成功率を上げるものとする。

また、必要に応じて、マッチングが成立した企業等とサポーターとの仲介役となり、SDGsビジネスの事業化や成長を支援する。

【業務内容】

① SDGsビジネスに関心のあるサポーターの発掘

- ・受託事業者のネットワークを最大限に活用し、ビジネスマッチングイベントに参加するサポーターを発掘する。

- ※サポーターは、支援内容（投資、協業等）に応じカテゴリー別（4～5程度）に発掘するものとする。
- ※発掘したサポーターのカテゴリーごとにビジネスマッチングイベントを開催すること。（複数のカテゴリーをまとめて開催しても構わない）
- ※サポーターとは、SDGsビジネスに挑戦する企業に対する投資や協業等をする者であり、「ビジネスマッチングイベント」に対するサポーターではない。

②ビジネスマッチングイベント出場者募集

- ・サポーターのカテゴリーごとにビジネスマッチングイベントを開催することとし、サポーターの支援内容に合った支援ニーズを有する出場者を募集する。（1回につき最大**20**社程度の出場を想定）
- ※出場者の募集にあたっては、サポーターから支援を受けたいSDGsビジネスの企画書（ビジネスプラン）等の提出を応募条件とすること。
- ・ビジネスマッチングイベントの出場者を確保するため、出場者募集PRチラシを**200**部以上作成するほか、メールマガジン、SNS、ホームページ等により必要な広報を行う。
- ・ビジネスマッチングイベント出場者の応募受付、応募者からの質疑対応等を行う。

③ビジネスマッチングイベントの開催（6回以上）

- ・ビジネスマッチングイベント開催に係る一切の業務（日程調整、会場の確保及び管理者との調整、開催通知、会場設営、音響、プロジェクター等必要な機材の設置、当日の受付等）を行う。
- ※参加者の利便性を考慮し、会場は大阪市内中心部で確保すること。ただし、少なくとも6回は大阪府が用意する（例議大阪イノベーションハブ ビジネスプラザおおさか等）ので、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ※府が用意する会場以外で開催する場合、必要な会場借上料は、受託事業者にて負担すること。
- ・出場者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーション終了後にサポーターと出場者の打ち合わせの機会（商談機会）を設ける等、できるだけ多くのマッチングを成立させるための取組みを行う。
- ・ビジネスマッチングイベントの出場は無償とする。

④ビジネスマッチングサポート（個別支援）業務

- ・ビジネスマッチングイベントでマッチングが成立した案件について、サポーターによる支援が具体的に進むよう、必要に応じてサポーターと支援先企業（出場者）による交渉や打ち合わせ等の機会を設ける。
- ※ビジネスマッチングイベントではマッチングが成立しなかった案件についても、可能性がある限り、マッチング成立に向けて引き続きサポートすること。
- ※ビジネスマッチングイベントに参加していないサポーターとのマッチングについても、サポートに努めること。
- （例）「SDGsビジネス実例マップ」を見たサポーターから掲載企業への支援希望があった場合等。
- ・受託事業者も必要に応じて交渉・打ち合わせ等の機会に参画し、SDGsビジネスの事業化や成長に向けたコーディネートを行う。
- ・ビジネスマッチングサポートにかかる一切の業務（日程調整、会場の確保及び管理者との調整等）を行う。
- ※受託事業者がビジネスマッチングサポートに要した経費のうち会場使用料及び交通費の実費については、あらかじめ支援先企業等に提示して了承を得た場合に限り、当該企業等から応分の負担を求めることができる。ただし、当該収入を委託業務の財源に充てることはできない。
- ・ビジネスマッチングサポートの活動内容及び結果を書面で記録する。

⑤大阪府のSDGs支援施策等に対する協力

- ・大阪府では、**G20**大阪サミットで合意・共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を**2050**年までにゼロにすることをめざす『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』実現に向けた取組みを進めることとしている。この取組みは、SDGsの目標**12**「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」と目標**14**「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」にも該当し、ビジネスの視点からの解決もめざしているところ。その他、様々な機関と連携したSDGsビジネスの創出・成長支援の取組みを随時行ってい

る。本事業をより効果的なものとするとともに、府内におけるSDGsビジネスの創出・成長を加速させるため、こうした大阪府の取組みに対して本事業との連携や活用を通じた協力を求めることがある。

【提案を求める事項】

- ①ビジネスマッチングイベントの開催時期及び開催を想定している会場名を記載した「年間事業実施計画」を提案すること。
- ②ビジネスマッチングイベントの実施方法について、出場者募集から開催までの流れを提案すること。
- ③サポーターの招聘について、具体的なカテゴリーを提案（4～5程度）すること。
- ④サポーターのカテゴリー設定の理由、効果を提案すること。
- ⑤カテゴリーに応じたサポーターの招聘方法や当該サポーターがビジネスマッチングイベントにおいて提供するリソース等を提案すること。
- ⑥過去3年間のセミナー等のイベントにおける外部（企業等）からの招聘実績について提案すること。
- ⑦ビジネスマッチングイベントに出場する企業等の効果的な募集方法について提案すること。
- ⑧ビジネスマッチングイベント当日においてできるだけ多くのマッチングを成立させるための具体的な取組みを提案すること。
- ⑨その他、ビジネスマッチングイベントを効率的・効果的に実施するための工夫やノウハウを提案すること。
- ⑩ビジネスマッチングサポートの具体的な取組内容及び実施場所の考え方を提案すること。
- ⑪ビジネスマッチングイベントで招聘したサポーターの継続的な活用方策について提案すること。

（2）「SDGsビジネス事例マップ」作成・PR業務

本事業を通じてマッチングが成立したSDGsビジネスの実例と府内企業を中心とする先進事例を、SDGsの17のゴールごとにビジネスモデルとしてわかり易く整理（マッピング）した「SDGsビジネス事例マップ」を作成し、ホームページに掲載する。また、府内企業のSDGsビジネスへの挑戦を喚起するとともに、新たなサポーターを呼び込むため、「SDGsビジネス事例マップ」をさまざまな場面でPRする。

※契約交渉の相手方に選定された者には、令和2年3月31日時点のホームページの情報を大阪府から提供します。

【業務内容】

・本事業のビジネスマッチングイベントを契機として事業着手した実例をSDGsの17のゴールごとに整理し、広くPRを行う。

【提案を求める事項】

- ①本事業でマッチングが成立したSDGsビジネスの実例のマッピング（整理）方法を提案すること。
- ②「SDGsビジネス事例マップ」が、府内企業のSDGsビジネスへの挑戦を喚起するとともに、新たなサポーターを呼び込むことが可能となる仕組みを提案すること。
- ③「SDGsビジネス事例マップ」の効果的にPRするためのホームページの構成やデザインを提案すること。
- ④ホームページに掲載された最新のSDGsビジネスの情報を企業等が随時取りにいける（誘導する）仕掛けを提案すること。

3 事業実施に関する基本的事項等

（1）事業の分析・評価の実施等

ビジネスマッチングイベント毎に実施内容（概要、参加者等）を報告書に取りまとめるとともに、参加者等にアンケート調査を実施し、商談状況などについて分析した結果を大阪府に報告すること。

（2）事業実施体制等

業務を確実に効果的に実施できる適切な人人体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マ

ネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

【提案を求める事項】

- ①事業実施体制を提案すること。
- ②本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（サポーター発掘のネットワーク、SDGsビジネスのコンサルティング、SDGsビジネスマッチングと類似の事業に関する運営実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）を記載すること。
- ③その他、本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティのある取組みがあれば提案すること。

4 委託費の上限

委託費の総額は2,956千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 委託事業の一般原則

- (1) 受託事業者は、プライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

6 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

7 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、大阪府の求めに基づき、定期的に委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

8 その他

- (1) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 応募内容については、補足説明等をお願いする場合がある。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書（SDGsビジネス実例マップ含む。）等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形

式及びPDF形式、CD-ROM等2枚)も提出すること。

なお、報告書(SDGsビジネス実例マップ含む。)等は、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。

(8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。